

[事案 2024-287] 入院一時金支払請求

・令和7年11月26日 裁定打切り

<事案の概要>

重大事由により契約を解除され、入院一時金が支払われなかったことを不服として、入院一時金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年1月に左膝関節捻挫および内側側副靭帯損傷により入院したため、令和4年11月に契約した医療保険にもとづき入院一時金を請求したところ、約款上の重大事由に該当するとして、契約が解除され、入院一時金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、解除を取り消して契約を継続するとともに、入院一時金を支払ってほしい。

- (1)自分は、家電の販売を営む会社を経営しており、弟と2人で事業を営んでいるが、長期で入院をしたりすると、生活費のほか、事業にかかる支払いや弟の給与などの支払いが足りなくなると考え、その支払いを賄うためにも保険は必要であると思い、本契約に加入することとした。
- (2)令和6年1月11日、ゴルフのラウンド中に足をひねってしまい、その後、痛みが強くなったため、同月12日に病院の診察を受け、同月15日から入院した。入院当初1か月程度の入院と説明があったが、痛みは残っていたものの、仕事もあったので医師に退院したいと伝え、同月31日に退院することとなった。
- (3)自分は自営業をしていて、上記のとおり必要と考えて保険に加入したのに、保険に入りすぎていと言われて強制的に解約されるのはおかしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、本入院までに、当社を含む5社5契約の医療保障系保険に加入していることが判明した。本入院について各社から給付金が支払われた場合、その合計額は約210万円に及ぶ。また、当社へ提出された診断書は、損害保険会社宛てのものであり、申立人は、損害保険会社の傷害保険にも加入していると考えられ、仮にその場合には、申立人が受け取る給付金の額は更に大きくなる。
- (2)申立人は、受傷日の翌日に自ら自動車を運転して病院を外来受診した後、入院日まで4日が経過しており、入院に関する緊急性がない。また、本入院中の治療は、ギプス固定等もなく、サポーター固定と消炎鎮痛剤内服といった物理療法・リハビリのみである。これらの情報から、本入院は、約款上の入院の定義である「自宅等での治療が困難」を充足しない。
- (3)申立人は、本契約に加入したわずか3か月後の令和5年2月に、右膝関節捻挫、外側々副靭帯損傷で入院し、当社から給付金を受領している。当社は、この入院について事実確認を行っておらず、その詳細は把握できていないが、諸種の事情からすれば、この入院の必要性・偶発性には疑問が残る。また、申立人は、他社の医療保険も含め、保険加入後に、比較的軽微・短期の入院をすることを繰り返している。
- (4)重大事由による契約解除の発生時点は令和4年11月のため、同日以降に生じた支払事由については、給付金等の支払対象とは認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、契約者の収入および生活状況、申立人が支払う保険料の合計額、他契約の給付金の支払履歴およびその原因や支払われた給付金の妥当性、各契約の加入の状況・経緯・動機等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。
- (2) これらの事情を明らかにするためには、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、契約者・被保険者およびその周囲の第三者への尋問等の手続が必要となる。
- (3) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、裁定審査会の手続において上記の点について明らかにすることは困難であると言わざるを得ない。